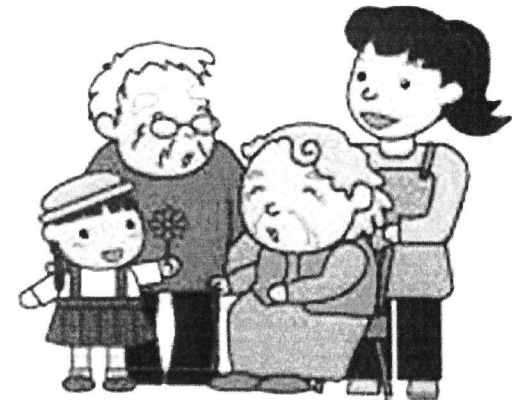




知っておきたい介護のこと



介護保険のサービスを使うには？

- ・利用には申請が必要です。
- ・豊中市に申請して要介護認定を受けます。

→申請受付窓口

○豊中市役所 高齢者支援課
TEL:06-6858-2834

○新千里出張所(コラボ)
TEL:06-6872-0573

○地域包括支援センター
TEL:06-6155-1030

※ご自宅にお伺いして手続きする事もできます。

〈本人以外でも申請はできます〉

→例えば

○ご家族

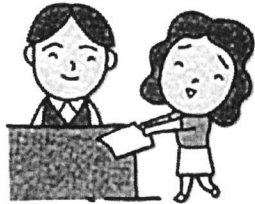
○居宅介護支援事業者
(ケアマネジャー)

○地域包括支援センター

等

要介護認定の流れ

①窓口に申請書を
出します



※申請書は窓口にあります
※印かんは不要です



② (1) 認定調査

→調査員が訪問します

(2) 主治医の意見書

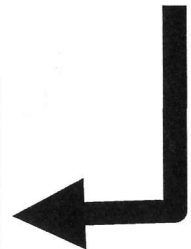
市役所

⇔ かかりつけ医



※かかりつけの医師が必要です

市が医師に依頼することで意見書が作成されます。意見書の作成に際しては、必ず受診が必要です。



③ 審査・判定が行われます



④ 認定結果が介護
保険証で届きます



認定結果には次の区分があります

<要介護状態区分>

非該当

下記に当てはまらない人

要支援1・2

少しのお手伝いがあればご自分で生活できる

要介護1～5

生活全般にお手伝いが必要

低
※介護の必要性
高

ケアプラン作成が必要です

- ケアプランとは...

どのようなサービスをいつ、どれだけ利用するかを決める計画のことです。

※この計画書に書かれていないサービスはご利用できません。



ケアプランを作る担当者が必要です

①ケアマネジャー(介護支援専門員)等にケアプラン(介護サービス計画)の作成をお願いします。



②自宅を訪問し、ご本人やそのご家族の希望についてお話しご相談します。

※ご本人とそのご家族は、ケアプラン作成時に、希望をはっきりと伝えることが大切です。



③ご本人に合ったケアプランを作成するために、いろいろな角度から課題や問題点を分析します。



④決定したケアプランによりサービスを開始します。

どういふサービスがあるの？

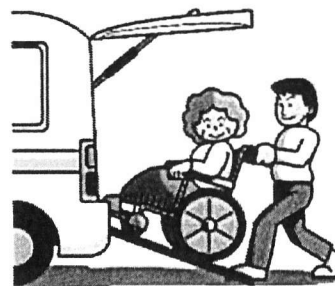
○自宅で介護、看護、リハビリ、などを受けたいときは？

- ・ホームヘルプ(訪問介護)
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・訪問診療



○施設に通うサービスは？

- ・デイサービス
- ・デイケア



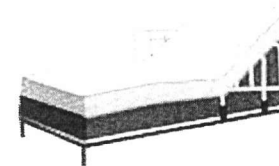
○施設に泊まる(一泊からの)サービスは？

- ・ショートステイ



○自宅での介護環境を整えたいときは？

- ・福祉用具のレンタル
- ・福祉用具購入
- ・住宅改修



○入居できるサービスは？

- ・特別養護老人ホーム
- ・グループホーム
- ・介護付き有料老人ホーム

など



Q ホームヘルパーにはどこまで頼めるのですか？

A 介護度やお身体状況、生活環境によって受けられるサービスは異なります。

○身体介護の例

- ・食事や入浴の介助
- ・オムツの交換、排せつの介助
- ・衣類の着脱の介助
- ・体位変換
- ・洗髪、つめ切り、からだの清拭
- ・通院、外出の付き添い など

○生活援助の例

- ・食事の準備や調理
- ・衣類の洗濯や補修介助
- ・掃除や整理整頓
- ・ベッドメイク
- ・生活必需品の買物
- ・薬の受け取り など

Q ホームヘルパーに頼めないことは？

- A
- ・家族など利用者以外のための家事(家族全員分の食事の準備や洗濯など)
 - ・来客の応対(お茶や食事の手配など)
 - ・自家用車の洗車や清掃
 - ・犬の散歩などペットの世話
 - ・留守番
 - ・お話相手のみ
 - ・草むしりや花木の手入れ
 - ・家具や電気器具などの移動や模様替え、修繕
 - ・室内外の家修理、ペンキ塗り
 - ・大掃除、ガラス磨き、ワックスがけ
 - ・正月の準備など手間をかけてする調理
 - ・通院時の病院内での付添い
 - ・医療行為
 - ・預貯金の引き出しや年金の受け取りなど金銭や貴重品の取り扱いなど